

制度

安心実現のための緊急  
総合対策

国の「安心実現のための緊急総合対策」として、平成20年12月1日より、次の助成金制度が創設・拡充されました。

- 中小企業緊急雇用安定助成金(創設)  
経済上の理由による収益悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が休業等を行った場合、休業手当相当分の5分の4を助成。
- 高齢者雇用開発特別奨励金(創設)  
65歳以上の方を安定所の紹介により雇入れた場合に賃金の一部を助成。

■特定求職者雇用開発助成金(拡充)  
中小企業事業主が障害者を雇入れた場合の賃金助成を拡充。

■地域再生中小企業創業助成金(創設)  
新たに「地域の重点分野」で創業する中小企業事業主に、創業経費及び労働者の雇入れ経費の一部を助成。

■介護未経験者確保等助成金(創設)  
介護未経験者の職場定着を図るため賃金の一部を助成。

■試行雇用奨励金(拡充)  
中高年齢者、若年者の対象年齢の範囲を拡充。

■問合せ  
ハローワーク稚内  
0166(34)1120

■問合せ  
役場総務課企画広報係  
2-2345(内線218・220)

《第5次浜頓別町まちづくり計画》

町づくり計画審議会が原案を答申しました

10月2日に町から審議会に諮問されたまちづくり計画(素案)は、第1から第3までの町づくり計画審議会専門部会で審議が行われ、幅広い質問や意見が出されました。各専門部会の審議結果は、12月5日の町づくり計画審議会集約され、12月12日にこれらを反映したまちづくり計画(原案)を橋本会長から廣瀬町長に答申されました。



問合せ 役場総務課企画広報係  
☎2-2345(内線218・220)

年金

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

問合せ 役場住民課住民係 ☎2・2345(内線114)

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があります。老後等に年金を受け取る権利があります。自営業者、学生などは第一号被保険者に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度です。

また、国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子を残して、父親が亡くなったときにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」もサポートします。

加入手続きは、第一号被保険者は市区町村役場で、第二号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第二号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きにあわせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。

第一号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除・一部納付(免除)制度」があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となつてしまうと、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

手続きの問い合わせは、役場住民課住民係または、最寄りの社会保険事務所へ。

■稚内社会保険事務所

☎0162(32)1233

